

福島県特定不妊治療費助成申請書

通算申請回数	回数	3 / 6
R2.12.31以前終了		

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふりがな) 氏名	生年月日	
夫	( )	昭和・平成	年 月 日 ( 歳)
妻	( )	昭和・平成	年 月 日 ( 歳)
住所(*1)	〒 連絡先(自宅) (携帯)		
住所(*2)	〒 連絡先(自宅) (携帯)		
過去における申請の有無	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有(リセットする(した)場合:子の生年月日( ),名前( )) 初回申請時の治療終了日は → <input type="checkbox"/> H28.1.19以前 ・ <input type="checkbox"/> H28.1.20以降 男性不妊治療費の助成申請の有無 → <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有( )回 (リセット後)初めて申請した時の治療開始日の年齢は 40歳 → <input type="checkbox"/> 未満・ <input type="checkbox"/> 以上		
※過去に6回以上助成を受けている場合は、直近の5回分を記入	申請時期	自治体名	助成金額
	1 年度		円
	2 年度		円
	3 年度		円
	4 年度		円
	5 年度		円
申請者 氏名 (夫)		(妻)	
助成申請額	a 特定不妊治療助成申請金額	円	合計助成申請金額 (a+b+c)
	b 特定不妊治療上乗せ助成申請金額 (~R2.12.31治療終了分)	円	
	c 男性不妊治療助成申請金額	円	
年 月 日		福島県知事	
振込先	金融機関名	銀行	本店
		金庫	支店
		農協	出張所
	預金種別	普通当座	(ふりがな) 口座名義人 ( )
	口座番号	(右詰記入、空欄は0埋め)	
申請受理月日	(承認・不承認) 決定月日		
	受給者番号		

注) 太枠の中を記入してください。

\*1: 夫婦の住所を記入してください。

\*2: 単身赴任等で夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

(添付書類) 1. 福島県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(明細書等添付) ※必須

2. 住民票等夫婦の住所を確認できる書類 ※必須

3. 夫婦であることを証明する書類 ※2で確認できる場合は省略可能

4. 夫及び妻の所得額を証明する書類(市町村発行の所得課税証明書等) ※R3.3.31までの申請分

5. 子の住民票、戸籍謄本等 ※助成回数をリセットする場合

助成の適正を判断するため、必要に応じ、下記の点について照会することがありますので御了承ください。

○ 受診等証明書に不明な点がある場合は、医療機関に照会することもあります。

○ 過去の特定不妊治療費助成状況について疑義が生じた場合は、他の自治体へ照会することもあります。

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する  
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

(1) 患者(女性)の年齢

(2) 不妊の原因

(3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

(4) 妊娠・出産の状況

(5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する

説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、

1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、

この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。